

掛川市教育委員会告示第7号

掛川市文化財保護条例（平成17年掛川市条例第174号）第18条第1項の規定により、次に掲げる物件を、掛川市無形民俗文化財に指定した。

平成30年4月26日

掛川市教育委員会教育長 佐藤 嘉晃

指定する物件

指定番号	第77号
名称	垂木の祇園祭
員数	1
種別	無形民俗文化財
指定年月日	平成30年4月26日
管理団体	垂木の祇園祭保存会
指定の理由	垂木地区（桜木）で江戸時代から続く祭礼である。

祭礼は、上垂木に位置する雨桜神社の神様が、2km南に位置する六所神社へ神輿3体とともに獅子頭が同行して渡御するもので、7月1日の清祓いに始まり、7月第2日曜日をはさむ8日間のなかで、日供祭、御獅楽が行われている。

毎日行われる祭礼では、「麦オコワ」が決められた家より奉納され、五日目の化粧日には氏子の手により注連縄や紙手が新たにされる。七日目の夜に行われる神事「獅楽式」では、怪獣退治に縁のある中村家庭前にて獅子舞が舞われ、八日目（還御日）には毎年流鏝馬が行われていた。

祭礼の特徴的なことは、江戸時代から、神主、渡御に参加する家々、麦オコワなど供える家が決められており、今日まで代々受け継がれてきたことである。このことは、大変貴重な事例であり、地域の特色を顕著に残す祭礼として、無形民俗学の上でも学術的に高い価値が認められる。

なお、流鏝馬行事については、垂木の祇園祭を構成する貴重なものであるが、現在実施されていないことから、定期的な実施が見込まれるようになった際には、指定に含むものとする。